

車上作動処理委託事業者 様

# 「エアバッグ類 車上作動処理管理台帳」を 確実に作成し、管理して下さい！

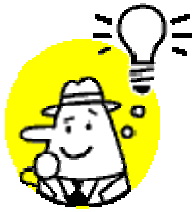
管理台帳の提出をお願いする場合があります。  
(車上作動処理業務規約第16条)

ど~して管理台帳を  
作るの？

管理台帳作成は車上作動処理業務規約 に基づく作業です  
ので、必ず作成し、管理をお願いします。

(エアバッグ類車上作動処理における遵守事項 第5項)

管理台帳の必要項目については、当機構ホームページの「各種マニュアル・書式集」に下記の見本がありますので、ご活用下さい。



エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳		年		月度		頁		解体業者名		備考
① 事務所管理欄(1)		② 作業場管理欄				③ 事務所管理欄(2)				
No.	車台番号	車名	作動処理 実施日	車上作動方式 個別 一括	処理個数	確認者	エアバッグ類 移動報告引渡日	解体自動車引渡先	ELV 引渡日	
1			/				/		/	
2			/				/		/	
3			/				/		/	
4			/				/		/	
5			/				/		/	

なぜ管理台帳が  
必要なの？

現場での車上作動処理実施を確実に管理し、その実績と  
電子マニフェストの「エアバッグ類引渡報告」を照合する  
ために必要です。

## 作成のポイント

車上作動処理**実施後**、内容を**管理台帳へ正確に記録する**。

その記録を基に**速やかに**電子マニフェストの「エアバ  
ッグ類 引渡報告」を行う。



「エアバッグ類 引渡報告」の間違いが防げます。

その他ご不明な点は、コンタクトセンター(TEL:03-5673-7396)までお問い合わせ下さい。